



全老健第 30-310 号  
平成 31 年 1 月 25 日

厚生労働省老健局

老人保健課長 眞鍋馨 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会  
会長 東憲太郎



## 訪問リハビリテーションに関する要望書

平成 30 年度介護報酬改定において、訪問リハビリテーションの提供については、訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者を診察し、リハビリテーション計画を立て、それに基づきリハビリテーションの指示を出すことが原則であると明確化された。一方で、訪問リハビリテーション事業所の医師が自ら診療を行わず、別の医療機関の医師から情報提供を受けて計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該情報提供を行う医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から 20 単位を減じた上で訪問リハビリテーション料等を算定できるとされており、平成 31 年 3 月 31 日までは経過措置として「適切な研修の修了等」の要件は猶予されている。

当協会が昨年 12 月に行った調査では、介護老人保健施設であって訪問リハビリテーションを提供している約半数の施設で、当該施設以外の医療機関の医師の診療に基づく情報提供により訪問リハビリテーションが実施されていることが判明した。訪問リハビリテーション事業所側から別の医療機関の医師に対して、「適切な研修」の修了の確認や受講の依頼をすることが困難との声や、別の医療機関の医師が適切な研修等の要件を満たしていないために経過措置が終了する平成 31 年 4 月以降、訪問リハビリテーション事業から「撤退せざるを得ない」との声も上がっている。

そこで、現在、訪問リハビリテーション事業所以外の医療機関の医師の診療に基づく情報提供による訪問リハビリテーションの提供を受けている利用者が、本年 4 月以降も訪問リハビリテーションの提供を引き続き受けることができるよう、経過措置の延長等の介護現場に即した対応を要望する。

# 『訪問リハビリ提供に関する緊急調査』 結果について

公益社団法人 全国老人保健施設協会

## 【訪問リハビリ提供に関する緊急調査】 調査結果について

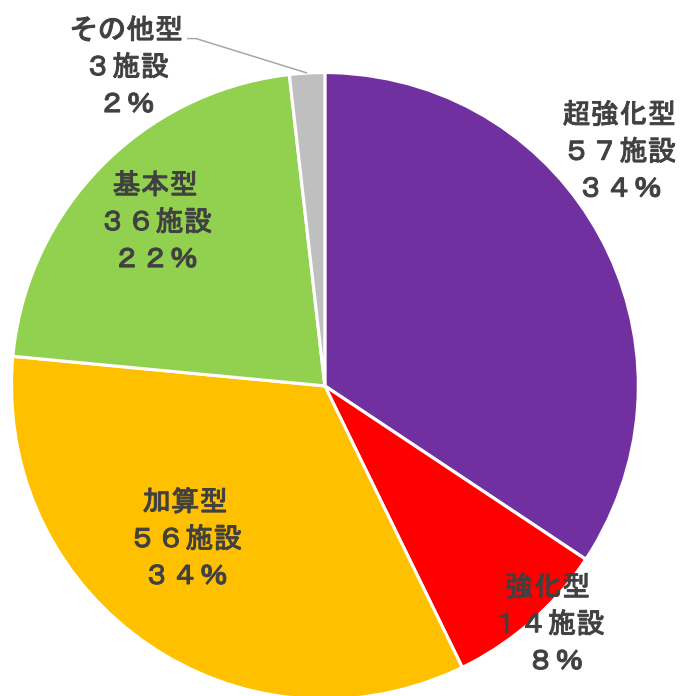
調査目的：訪問リハビリテーションにおける課題等を国へ要望するため

調査時期：平成30年12月

調査対象：平成29年地域特性等調査訪問リハビリ実績の回答施設（216施設）

回収数：166票（回収率 76.9%） ※調査締切日12月27日

# 回答施設の基本報酬（施設類型）



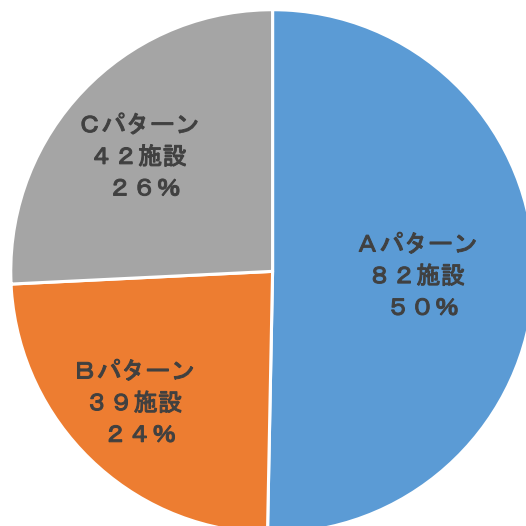
N = 166

## 施設において、本年度「訪問リハビリテーション事業」の実施状況

	合計	超強化型	強化型	加算型	基本型	その他型
① 自施設の併設事業として実施	163	56	13	55	36	3
② 自施設で実施はしていないが、同一法人から実施している	2	0	1	1	0	0
③ 現在は実施していないが、実施に向けて検討・準備中	1	1	0	0	0	0
④ 実施する予定なし	0	0	0	0	0	0

N = 166

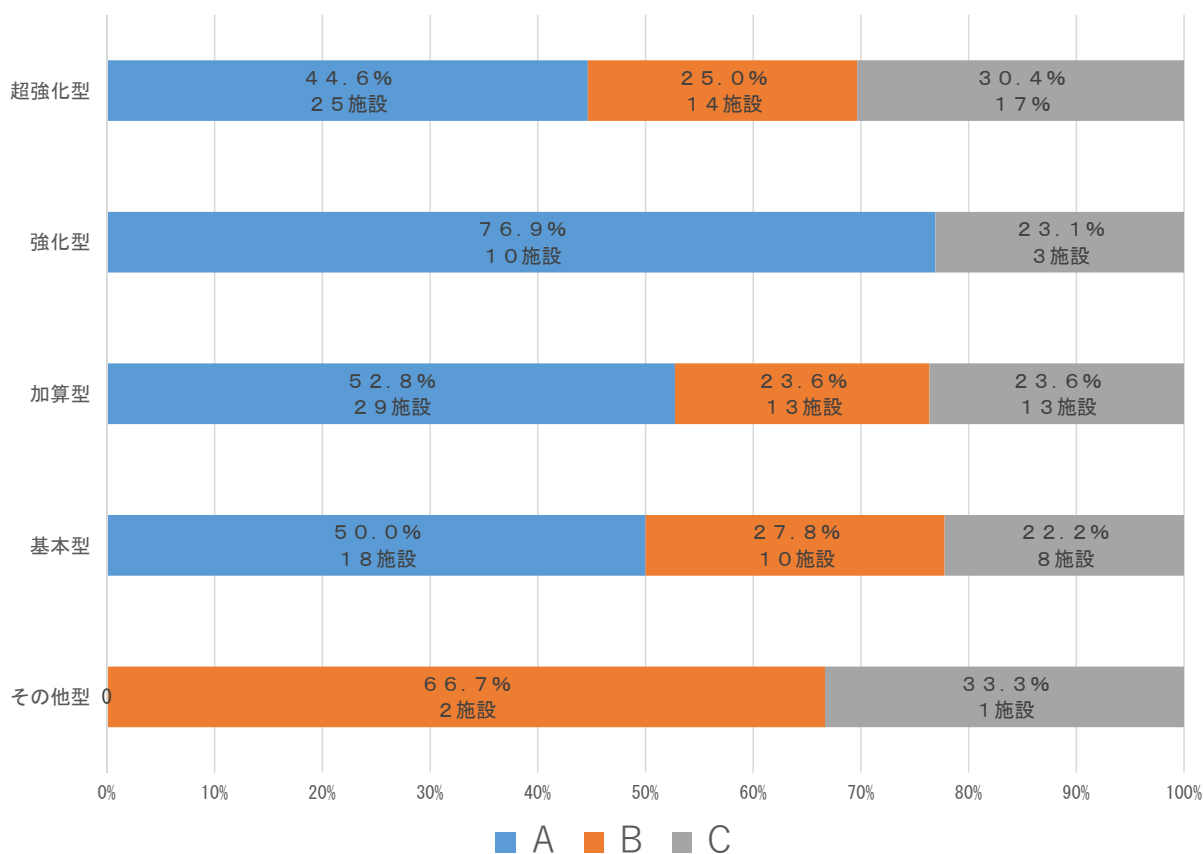
## 事業所の医師の診療等による訪問リハビリの提供パターン



Aパターン：事業所の医師が診療する場合  
 Bパターン：事業所の医師がやむを得ず診療を行わない場合  
 Cパターン：利用者によってA B両パターンで提供

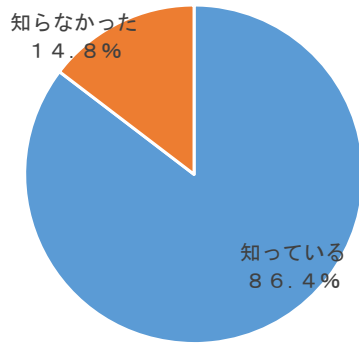
N = 163

## 事業所の医師の診療等による訪問リハビリの提供パターン（類型別）

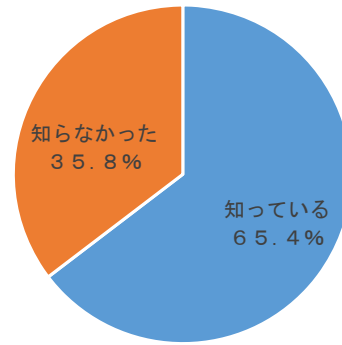


N = 163

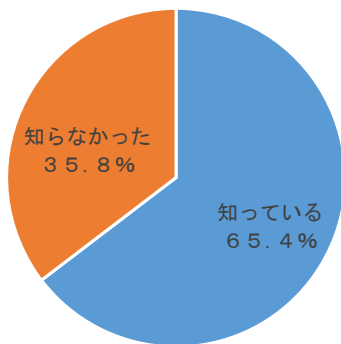
別の医療機関の医師から情報提供を頂く場合、その医師が「適切な研修の修了」が必要なことをご存知でしたか。



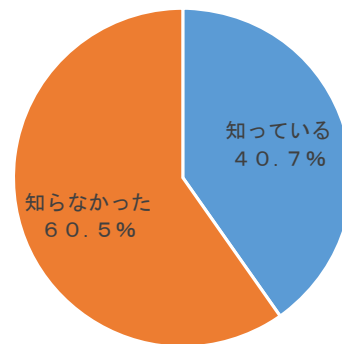
「適切な研修の修了等」とは、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修を受講するということをご存知でしたか。



来年度（2019年4月1日以降）から、この「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の受講が必須要件となることをご存知ですか。

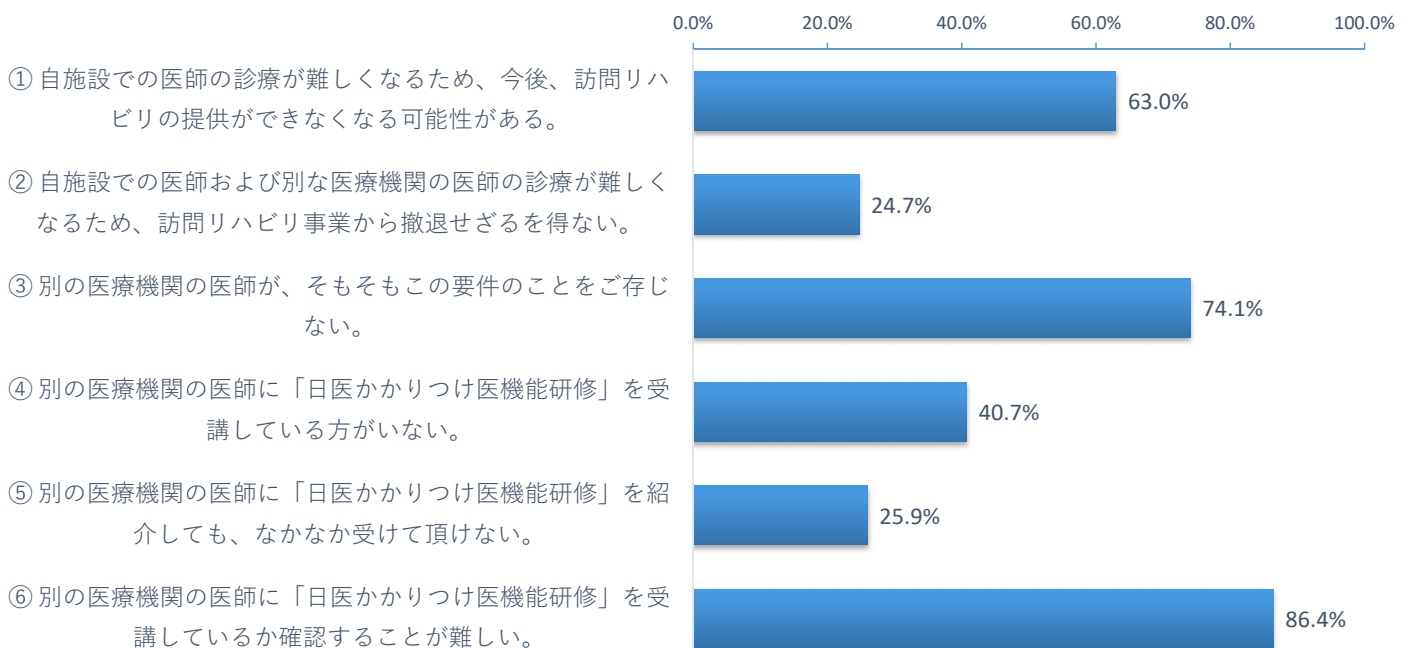


この「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修が、各都道府県医師会等で開催されていることをご存知でしたか。



N = 81

## Bパターンの提供の課題(複数回答)



N = 81

# Bパターンの提供の課題(複数回答)

## ● 「その他」の意見として

- ・ 現状、別の医療機関の医師の診療にもとづく訪問リハビリ利用者のうち、かかりつけ医研修を修了している医師の診療に基づく訪問リハビリは1利用者のみなので、他の利用者については1月から施設医が訪問診療に行く予定。
- ・ かかりつけ医研修を受けて頂けないと、4月からサービス提供できなくなるが、そもそも別な医療機関の医師に研修の受講を老健側からお願いできない。
- ・ 当施設で医師を募集中。もし採用ができれば訪問リハビリを継続できるが、採用できない場合、同一法人の訪問看護ステーションからのリハビリ職の派遣に利用者を移動することを検討中。
- ・ 別の医療機関の医師に研修を受講しているか確認しづらい。
- ・ そもそも別な医療機関の医師の自己申告に頼らざるを得ず、理解や協力は得られない。
- ・ 自施設にて医師が診療できるか検討中。
- ・ 日医かかりつけ医の研修を受けていない別な医療機関の医師に、かかりつけ医の研修を受講してくれとはお願いできない。今年度で訪問から撤退する予定。
- ・ Aパターンで訪問リハビリ事業所の医師が利用者の診療を行うことについて、3月末の経過措置の期限では、現在の訪問リハビリ利用者に対して、計画作成のために医師の訪問が間に合わない。
- ・ 今後、訪問リハビリの依頼を頂いた場合、その医師がかかりつけ医の研修を終了しているかを確認し、それからの訪問リハビリの実施となると、今まで以上にサービス提供開始までの時間がかかってしまう。
- ・ 別の医療機関の医師に対して研修の受講を強制できない